

富山県SDGs宣言事業実施要綱

(趣旨)

第1条 富山県は、県内企業等でのSDGsの取組みや、県、市町村、県内企業等の連携を促進し、本県のSDGsの取組みを推進するため、富山県SDGs宣言事業(以下「事業」という。)を実施するものとし、その実施に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内企業等 富山県内に本社又は支社等を有し、県内において事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主をいう。
- (2) 富山県SDGs宣言 県内企業等のSDGsの推進に関する取組の宣言(以下、「SDGs宣言」という。)をいう。

(事業の内容)

第3条 事業は、SDGs宣言を募集し、富山県のホームページ等で公表することにより、県内企業等のSDGsの取組みを広く発信し、県、市町村及び県内企業等の連携強化を図り、富山県内のSDGs活動を促進するものとする。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす県内企業等とする。

- (1) 「富山県SDGs宣言事業」の趣旨に賛同し、SDGs推進に関し現に実施し、又は実施する予定の取組みをSDGs宣言として宣言していること
- (2) SDGsの達成に向けた目標と取組内容がSDGsの17のゴール及び169のターゲットと関連付けされていること
- (3) SDGsの達成に向けた目標と取組内容がこの事業の趣旨に照らして適切なものであること
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

(SDGs宣言)

第5条 第3条の規定によりSDGs宣言を行おうとする事業の対象者は、「富山県SDGs宣言書」の提出について(様式第1号)(以下「届出書」という。)、富山県SDGs宣言書作成ワークシート(様式第2号の1)(以下、「ワークシート」という。)及びSDGs宣言を記載した富山県 SDGs 宣言書(様式第2号の2)(以下、「宣言書」という。)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項により提出された届出書、ワークシート及び宣言書(以下、「宣言書等」という。)の内容を確認した上で、宣言書を県のホームページに掲載するものとする。

3 宣言書の掲載期間は3年間とし、第7条に規定する取下げの届け出があった場合又は第8条に規定する公表の中止に該当する場合を除き、掲載期間を更に3年間延長するものとする。

(取組の報告等)

第6条 前条第2項の規定により宣言書等の提出をしたもの(以下「SDGs宣言者」という。)は、毎年4月末までに、宣言書に記載した取組の実施状況について、富山県SDGs宣言実施状況報告書(様式第3号)により、知事に報告するものとする。ただし、初回の宣言書の提出から3月を経過しない場合は、報告は不要とする。

2 SDGs宣言者は、宣言書の取組内容に変更が生じた場合には、その都度、知事に報告するものとする。

(取下げ)

第7条 SDGs宣言者は、SDGs宣言を取り下げようとするときは、「富山県SDGs宣言」の取下げについて(様式第4号)を知事に提出するものとする。

(公表の中止)

第8条 知事は、SDGs宣言者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、県のホームページへの掲載を取りやめるものとする。

(1) 第4条各号に掲げる全ての要件に該当しないこととなったとき

(2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき

(雑則)

第9条 この要綱に規定するもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月5日から施行する。